ファミリー・サポート・センター講習会

鏡支所でファミリー・サポート・センター講習会を開催します。
ファミリー・サポート・センターとは、市内に居住または、勤務している人で、育児の援助を受けたい人と行ないたい人が会員となり育児について助け合う相互援助組織です。

会員の種類　①「子育て支援を受けたい人」（利用会員）
②「子育て支援を行ないたい人」（提供会員）
③「①と②両方の人」（両方会員）

※利用会員の人は、講習「ファミリー・サポート・センターの仕組み」を受講と利用可能です。
※提供・両方会員の人は４つの講習を全部受講終了後活動となります。

問合せ　八代市ファミリー・サポート・センター☎32－0404
こども家庭課☎33－8721、鏡支所健康福祉課☎52－7836

日にち	内　容	対　象
8月18日(月) 10:00から受付	・講習「ファミリー・サポート・センターの仕組み」(10:30～11:45)	利用、提供、両方会員
8月25日(月) 18:00から受付	・オリエンテーション(18:30～18:55) ・講習「子どもの発育と発達」(18:55～19:55) ・講習「子どもの病気と事故への対応」(20:00～21:00)	提供、両方会員
8月26日(火) 18:00から受付	・講習「子どもの遊び」(18:30～19:45)	提供、両方会員
	・講習「ファミリー・サポート・センターの仕組み」(19:50～21:00)	利用、提供、両方会員

お知らせ

セクハラ・DVなどの悩み相談してください

夫や恋人からの暴力、職場のセクシャル・ハラスメントなどで悩んでいる人は、男女共同参画専門委員（臨床心理士・弁護士）に相談できます。

また、男女共同参画の推進を阻害する市の施策や事業に関して、男女共同参画専門委員に苦情を申し立てることができます。

問合せ　人権政策課（男女共同参画推進室）☎32265０

計量器の定期検査

取引や証明に使用する計量器は法律（計量法第19条）により2年に1回の定期検査を受けるよう義務づけられています。左表の日程で検査が行われますので、該当する計量器をお持ちの人は受験してください。

持参物　計量器（質量計など）、手数料（1台あたり500円～2,200円）

検査対象計量器　▼商店などで商品の売買に使用するはかり▼病院、薬局などで使用している調剤用のはかり▼学校、病院、保育園などで使用している体重測定用のはかり▼農協、漁協などで流通物資の集荷、出荷などに使用するはかり▼宅配などの運送業者などが貨物の運賃算出用に使用するはかり▼農業、漁協などの生産者が生産物などの売買に使用するはかり

問合せ　商政観光課☎334115、㈳熊本県計量協会☎096－367－7816、熊本産業技術センター計量検定部☎096－369－2151

※正午から午後1時の間は検査受付はいたしません。

検査日	検査受付時間	検査場所
8月27日(水)	10:00～11:30	ＪＡやつしろ北新地支所
	13:00～15:00	ＪＡやつしろ鏡支所
8月28日(木)	10:00～15:00	ＪＡやつしろ鏡支所
8月29日(金)	10:00～15:00	市鏡支所
9月1日(月)	10:00～15:00	市千丁支所
9月2日(火)	10:00～15:00	市東陽支所
9月3日(水)	11:00～15:00	市五家荘デイサービスセンター
9月4日(木)	10:00～15:00	市泉支所
9月5日(金)	10:00～15:00	市泉村研修センター
9月8日(月)	10:00～15:00	市南部市民センター
9月9日(火)	10:00～12:00	高田公民館
	13:30～15:00	宮地公民館
9月10日(水)	10:00～12:00	郡築公民館
	13:30～15:00	金剛公民館
9月11日(木)	10:00～12:00	八千把公民館
	13:30～15:00	松高公民館
9月12日(金)	10:00～12:00	植柳公民館
	13:30～15:00	農事研修センター
9月16日(火)	10:00～11:30	坂本中央公民館
	13:30～15:00	太田郷公民館
9月17日(水)	10:00～15:00	八代公民館
9月18日(木)	10:00～15:00	代陽公民館
9月19日(金)	10:00～15:00	

広　告

雑草は早めに刈り取りましょう！

夏に入り空き地の雑草の苦情が増えています。雑草が繁ると不法投棄、枯草火災、害虫、喘息、アレルギーなどの発生要因にもなり、近隣の人たちに迷惑をかけることになります。

早めに雑草を刈り取るなど適切な管理に努めましょう。

問合せ　環境課☎33４１１４、各支所市民福祉課（鏡支所は市民環境課）

公共下水道の排水設備点検・清掃（家庭の排水管）

一般的な家庭の排水設備は、業者による定期的な点検や清掃は不要です。ただし、異物を汚水管に詰まらせるなどして清掃を頼む場合は、信用できる業者を選び、事前に作業方法や費用などを確認してください。

問合せ　下水道管理課☎33４１４７

平成20年度排水設備工事責任技術者資格認定共通試験

市の公共下水道処理区域内での排水設備（家庭や事業所などの汚水を公共下水道管へ排水する施設）の工事は、「下水道排水設備指定工事店」として市が指定した工事店でなければ行うことができません。

今回の試験はこの指定工事店の指定要件の一つである「排水設備工事責任技術者」の認定試験です。

試験案内配布　8月1日㈮から市下水道管理課で配布

申込期間　8月11日㈪～29日㈮

試験日　10月12日㈰午前9時30分～11時30分

申込・問合せ　㈶熊本市下水道技術センター☎096－328－2925

※申込方法など詳細はお問い合わせください。

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

平成20年4月1日から平成22年3月31日までに、一定の省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税が減額されます。

1．対象家屋および省エネ改修工事の要件

① 平成20年1月1日以前から存在する住宅であること（賃貸住宅を除く）

② 次のアからエまでの工事のうち、アを含む工事であること

ア．窓の改修工事【必須】　イ．床の断熱改修工事

ウ．天井の断熱改修工事　　エ．壁の断熱改修工事

（外気などと接するものの工事に限る）

（例）窓の二重サッシ化、複層ガラス化などの工事

天井、壁、床に適切な量の断熱材を入れるなどの工事

③ 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

④ 省エネ改修工事に要する費用が30万円以上であること

2．減額の期間と範囲

改修工事が完了した翌年度分の固定資産税を3分の1減額します。

1戸当たり120㎡相当分までを限度とします。

3．減額を受けるための手続き

省エネ改修後3カ月以内に市へ申告してください。

4．提出書類

① 省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書

② 納税義務者の住民票の写し（市内在住の場合は省略可）

③ 工事代金の領収書の写し

④ 熱損失防止改修工事証明書（※）

⑤ 証明者の資格を確認できるものの写し

※ 証明書の発行主体…登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関および登録住宅性能評価機関

〈注意〉

●改修工事にあたっては、その工事内容が国の示す要件（国土交通省告示第515号）に該当し、熱損失防止改修工事証明書（国土交通省告示第516号）の発行が受けられることを事前に建築士などに確認されるようお願いいたします。

●この減額措置は、新築住宅に対する減額措置、耐震改修に伴う減額措置と重複して適用を受けることはできませんが、バリアフリー改修に伴う減額措置とは重複して適用を受けることができます。

問合せ　資産税課☎33－4108　Eメール：shisanzei@city.yatsushiro.lg.jp

市有地を競争入札で売ります

〈売り払い物件〉

所在地　熊本県八代市福正町字久保957

用途地域　第一種中高層住居専用地域

面　積　1094.28㎡

〈参加申込〉

受付締切　9月30日㈫

受付時間　平日の午前9時～午後5時

受付場所　市役所2階財政課

注意事項　参加申込みの手続きを済ませないと入札に参加できません。入札日時・場所については参加申込者に後日連絡します

問合せ　財政課☎33－4106

広　告

お知らせ

平成20年度熊本県中学校プログラミングコンテスト

とき 12月7日(日)午前9時30分～午後4時
ところ 八代工業高等専門学校
テーマ ▼フリー部門…面白いゲームを作る▼制御部門…散歩▼デザイン部門…熊本のマスコットキャラクター▼Web部門…学校の自慢を紹介しよう
申込期間 10月20日(月)～24日(金)
申込・問合せ 八代工業高等専門学校中学校プロコン事務局 ☎53 1 3 1 0
※詳細は中学校へ配布予定の募集概要などで確認ください。

中学生対象サマーセミナー

参加費は無料です

とき 8月28日(木)、29日(金)午前10時～午後3時
ところ 八代工業高等専門学校
定員 ▼プログラムを使ったゲームの作成40人▼ロボットのコントロール40人▼コンピュータグラフィックスの作成40人▼ホームページの作成40人
対象 県内の中学1～3年生
申込締切 8月18日(月)
申込・問合せ 八代工業高等専門学校☎53 1 3 1 0

県・市町村合同公売会

公売物件約300点を入札により公売します

とき 8月29日(金)午前9時開場
ところ グランメッセ熊本
持参品 印鑑（認印で可、法人の場合は代表者印）、購入代金（入札金額および消費税）、本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）、委任状（代理人が入札する場合）、同意書（20歳未満の場合など）
※物件の引き渡しは買受代金納付時の現況有姿で行います。
※物件は、使用品が多く、キズなどがある場合がありますので、了解のうえ入札してください。
問合せ 熊本県税務課地方税徴収特別対策室☎096―333―2099

平成20年統計調査にご協力をお願いします

【毎月勤労統計調査〝特別調査〟】
とき 8月～9月
対象 常用労働者1～4人を雇用する事業所
対象地域 西松江城町、古閑中町、西宮町、宮地町、妙見町、古麓町、日奈久中町、鏡町下有佐、鏡町上鏡の各町内の一部
調査内容 7月分の賃金や労働時間、雇用など
【毎月勤労統計調査〝準備調査〟】
とき 8月～9月
対象 常用労働者5人以上を雇用する事業所
対象地域 北の丸町、松江城町、西松江城町、本町3丁目の各町内の一部
調査内容 賃金や労働時間、雇用など
【小売物価統計調査】
対象 事業所、民営借家世帯
対象地域 八代市全域
調査内容 商品の値段などを調査する価格調査と家賃などを調査する家賃調査
問合せ 熊本県統計調査課☎096―333―2174

八代市は「非核平和宣言都市」です

宣言文

非核平和都市宣言

核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いである。
しかしながら、地球上には依然として核兵器が配備・蓄積され、人類の生存に深刻な脅威を与えている。
わが国は、世界唯一の核被爆国として、核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみを身をもって全世界に発信し、再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。
よって、八代市は、平和を希求する市民の総意のもとに、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願いつつ、あらゆる国の、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、もって世界の恒久平和の実現を目指し、ここに「非核平和都市」を宣言する。
平成18年8月1日

八代市

市では、この宣言を市民へお知らせするとともに、非核や平和の尊さについて考える機会として、以下の事業を行ないます。

1 非核・平和関連図書コーナーなどの設置

市立図書館本館に「非核・平和関連図書コーナー」「原爆写真展示コーナー」を設置しますので、本や写真をとおして平和の尊さについて考えて見ましょう。
「非核・平和関連図書コーナ」…8月2日(土)～8月31日(日)
「原爆写真展示コーナー」…8月2日(土)～8月17日(日)

2 原爆死没者等慰霊及び平和を祈念し黙とうの実施

原爆が投下された日時に、家庭や職場で黙とうを捧げ、原爆死没者・戦没者の慰霊と、世界の恒久平和を祈りましょう。
8月6日　午前8時15分　広島平和祈念日
8月9日　午前11時2分　長崎原爆の日

問合せ 防災危機管理課　☎33－4112

広　告